

令和2年度入札監視委員会議事概要（分波器ほか）

海上自衛隊

開催日及び場所	令和2年9月25日（金） 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4		
委員	牧角 龍憲（大学名誉教授）	松藤 泰典（大学名誉教授）	
	諏佐 マリ（大学准教授）	柴田 祐二（公認会計士）	
	徳永 響（弁護士）		

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
審議対象件数	5,625件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出件数		2件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
地方 調 達 等	一般競争	1件	
	指名競争	0件	
	随意契約	1件	
		意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問		【発注実績について】 特になし。	<p>・本製品の用途は、味方や民間機への誤射を防ぐ目的があり、重要度の高い装備品（味方識別装置）の構成品である。</p> <p>これらは、護衛艦で使用され、潮風にさらされ、強い動揺を受けるなど、民間で想定されているよりも、厳しい環境で使用する器材である。</p> <p>このため、当該器材は、耐環境性能を満たす防衛省規格（NDS）に準拠し、護衛艦への搭載を前提とした設計及び必要な試験を実施されたものである。したがって、護衛艦に搭載するための耐環境性能を具備した製品は、民間で使用する製品にはなく、同等品はない。</p>
○それに対する回答等		【抽出事案について】 1 [分波器 ほか] (一般競争)(1者応札) ・市販性はないのか。 また、同等品はないのか。	

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・製品に求める特性は理解できるが、コストや物量生産性の観点から、複数の民間企業での開発の見込みは難しいものか。(市場の寡占状態は避けられないのか)</p> <p>・落札率が100%になっているが、100%を回避するために行っている努力について説明されたい。</p> <p>・味方識別装置に適合した関連部品である当該製品が、三波工業株式会社製と限られるのであれば、一般競争方式ではなく、指名競争方式、若しくは随契契約方式になるのではないか。</p>	<p>・防衛省規格で求める耐環境性能については、インターネット等で公開しているが、艦船に搭載し、かつ耐環境性能を具備する製品は、民間にはない。</p> <p>また、佐世保では8隻分を調達しており、他の地区でも調達はしているが、多量に調達するものではなく、物量生産性は高くない。</p> <p>したがって、当該製品の開発や、民生品に転用しコストダウンを図ろうとする複数の民間企業の参入は、現在のところ承知していない。</p> <p>・本製品の要求は、製品指定である。</p> <p>これは、味方識別装置の関連部品として適合した唯一の製品であるためである。</p> <p>複数の民間企業が開発に参入し、製品化するのも期待はしているものの、現在は見込めないため、唯一適合している三波工業株式会社製のものを指定している。</p> <p>・当時、佐世保地方総監部での契約が海上自衛隊として最初であり、製造会社の単価証明及び参考見積もりを徴取し、単価の妥当性を検証し、参考見積もり単価を採用したものである。</p> <p>今後は、常続した同調達を実施される可能性はあるため、単価証明のみでなく、その単価設定に係る費目構成及び内容の精度をさらに検証し、予定価格の適正性を高めたい。</p> <p>・当該製品の特性はあるものの、公共調達の観点から、公正性、適性を確保するため、契約方式は一般競争方式を採用した。</p> <p>この理由は、製造元以外での会社の製造が期待できないか、また製造元のみで</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・味方識別装置が他社製品になった場合、三波工業会社製以外のものになる可能性はあるのか。</p> <p>また、味方識別装置（日本電気（株）製）は、他社でも製造していないのか。</p> <p>・本製品を調達するに当たって、仕様書はないのか。</p>	<p>なく、ベンダーとしての販路が期待できるのではないかなど、である。</p> <p>しかしながら、結果、三波工業株式会社の1者応札となった。</p> <p>今般の結果を受けて、同等品の調査は引き続き実施するも、契約方式については、一般競争方式のみならず、当該製品の規格、性能要求を確保できる内容等に関し、公募手続きによる契約方式を視野に入れ、十分な検討を経て、今後の公共調達に対応いたしたい。</p> <p>・味方識別装置を更新するに当たり、当該装置の性能要求を更新、または性能要求を向上させる場合、また、これに合わせ、関連部品の機能、性能を向上させる必要がある場合は、三波工業株式会社製以外のものになる可能性はある。</p> <p>・海上自衛隊が装備している味方識別装置の製造は1社である。</p> <p>当該装置を将来的に他社が開発することになれば、競争原理が働き、他社の製品が選定される可能性はある。</p> <p>・本製品は、製品指定により調達したもので、製造会社はカタログ化しており、製品の規格は型番等で指定されている。</p> <p>したがって、仕様書等は付してはおらず、調達要求書、内訳書に示す型番等にて、売買での要求となっている。</p> <p>本製品は、味方識別装置の関連部品として製作されたものであり、味方識別装置の仕様構成に変更がなければ、基本的に仕様も変更しないと思料する。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本製品の仕様書の設計が変更されたならばどうするのか。</p> <p>・一般競争させるならば、競争させるための条件を整備させることが重要であり、仕様書や設計図を示し、複数の者が競争に参加できるように努力すべきである。</p> <p>他方、随意契約であっても、その手続きに至る経緯は、公正性をもって確保する必要がある。</p> <p><b>2 「あしがら」年次検査 船体・機関及び電気ほか]</b> <b>(随意契約)(1者応募)</b></p> <p>・契約相手方の選定方法について説明されたい。</p> <p>・予定価格の算定方法について説明されたい。</p>	<p>・指摘のとおり、製造中止も含め、仕様の変更もあり得る。</p> <p>この場合は、仕様に適合する製品を探していくことになる。</p> <p>・指摘の件については、真摯に受け止めており、あらゆる方法を駆使し、当該製品の規格、性能要求を確保できる内容等に関し、一般競争のみならず、公募手続きによる契約方式も視野に入れ、今後の公共調達に対応いたしたい。</p> <p>・海上幕僚監部で実施した公募に基づき（海幕公募第1号。28.9.29）、三菱重工業（株）防衛宇宙セグメント艦艇事業部（長崎造船所）から応募を受けたものであった。該社は、公募に示す資格要件を満たしており、かつ、イービスシステム搭載の艦艇の定期検査、年次検査に必要な設備、履行態勢等を有していること、さらに、当該艦艇と同一の警備区に造船所を有するものであったため、公募選定されたものである。</p> <p>・予定価格の算定は、原価計算方式である。</p> <p>材料費については、該社の見積価格を採用している。</p> <p>加工費については、佐世保造船所艦船部及び武器部による査定工数及び該社の見積工数を比較し、仕様内容に則ったものか等、検証の上、工数を決定している。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・公募等の条件について、「同一の警備区に造船所を有すること」について説明されたい。</p>	<p>なお、加工費率については、防衛装備庁及び佐世保地方総監部査定による設計レート及び艦船修理レートとしている。</p> <p>経費の内、外注費については、該社の見積価格を採用とするほか、資材チャージ（直接材料費、外注費等に賦課）については、防衛装備庁査定による率を適用している。</p> <p>総利益率については、防衛装備庁査定による率を適用している。</p> <p>また、その他の費用として、入出きよ、離接岸及び岸壁使用料等の用役費は、佐世保地方総監部査定による数値を適用している。</p> <p>・海上自衛隊は、任務への即応態勢の維持が求められており、常に所要数の可動艦艇を確保するため、部隊運用の拠点である母港近傍に艦船修理基盤を維持することが重要であり、主に3つの理由からとなる。</p> <p>①警備区内での修理基盤の維持</p> <p>各警備区内で艦船修理ができる造船所が存在することは、常時、整備態勢が整い、艦艇の即応態勢に大きく寄与する。</p> <p>②乗組員の処遇改善</p> <p>自衛艦が母港に停泊している日数は年間の半数程度であり、かつ停泊中においても当直日があり、家族と接する機会が極めて少ない状況にある中、修理期間中において、隊員の休暇（休息）及び家族等と接する絶好の機会であり、乗組員の処遇改善として極めて重要な施策である。</p> <p>③隊員の教育訓練</p> <p>各警備区への自衛艦の配備状況を踏まえ、装備される訓練施設（防火・防水訓練場、小火器射撃訓練場、各種術科訓練装置、水泳訓練場等）を活用しての教育訓練は、部隊練度維持のため、自衛官は</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・「船舶のたん航性の確保」について説明されたい。</p> <p>・今般の契約においては、予定価格と契約金額に大きなかい離はないが、どのように金額が確定したのか。</p>	<p>必要である。</p> <p>以上の点から、同一の警備区内の技術的要件を満たす造船所の必要性について、公募等の条件としている。</p> <p>・「船舶のたん航性の確保」は、年次検査を実施する目的の一つであり、海上自衛隊の使用する船舶のたん航性及び安全性等を確保するための製造や検査・修理に関する基準や手続き等が、訓令等で定められている。</p> <p>・気象海洋等の影響により、船舶が安全に航行できる性能であり、これが、たん航性である。</p> <p>・海上自衛隊の艦船も外洋（遠洋）を航行海域としている。</p> <p>同じく、外洋（遠洋）を航行海域としている一般商船の「たん航性」と同じ意味を示している。</p> <p>・本件は、公募の結果に基づき、契約方式を随意契約にしたものである。</p> <p>・これにより、契約相手方から見積書の提示を受けるが、1回目は予定価格の範囲に達していないため、2回目の見積書を提示させることになった。</p> <p>・本契約では、2回目の見積価格が予定価格の範囲に達した時点で、契約決定したものであり、結果、大きなかい離は生じなかった。</p> <p>・佐世保地方総監部は、適正な予定価格の積算に努めており、契約相手方は、これまでの契約実績を複数有していることもあり、価格帯が推測できるとも考え、これを踏まえた2回目の見積金額が提示され、結果、予定価格と契約金額との差が縮まったものと思料する。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 予定価格の範囲まで、見積価格を到達させることになるが、予定価格の算定がどれだけ適切に実施できるかが重要になるが、どのように検証しているのか。</p> <p>・ 予定価格の算定に係る基準があると思うが、その基準を見直す等の検証ができているか。また、検証の頻度について説明されたい。</p> <p>・ 予定価格を算定するに際し、工程の変動や、見積もりを採用するものもあると思うが、工数単価等の根拠について、その検証を実施しているのか。また、検証による見直しの頻度について説明されたい。</p> <p>・ 公共調達とは、その公平性、公正性をもって実施することが求められており、最も重要である。とかく寡占状態が続くと、ゆがみや甘えが生じるおそれもあることから、発注者側は厳格な業務を維持できるよう、徹せられたい。</p>	<p>・ 予定価格の算定方法は、材料費及び経費については、仕様内容を精査した上で必要であると認めることができれば、見積価格を採用している。</p> <p>・ 工数については、佐世保造修補給所において、過去の実績を基に算出した工数（以下、「査定工数」という。）の検証を行うほか、佐世保地方総監部において、会社から提出された見積書にある工数及び査定工数を比較し、検証している。</p> <p>・ 加工費については、防衛装備庁及び佐世保地方総監部において査定したレートを適用している。</p> <p>・ 毎年度、艦船修理は実施しており、佐世保造修補給所は監督行為の中で、工数及び実数を確認している。</p> <p>・ これらを、毎年、予定価格にも反映できるように、その算定の基準を見直し検証できる態勢はある。</p> <p>・ 艦船の状態等に応じ、仕様内容は見直ししているほか、予定価格の算定に際し、工数、加工費及び総利益率等については、毎年、その検証、見直しを実施している。</p> <p>なお、検証、見直しに当たり、該社の決算書及び年間工数実績資料等の信憑書類を提出してもらい、加工費等の検証を行い、見直しを図っている。</p>